

ポリ塩化ビフェニル(PCB)使用製品 及びPCB廃棄物の期限内処理に向けて

PCB廃棄物は定められた処分期間までに処分しなければなりません。
高濃度PCB廃棄物は、期限を過ぎると事実上処分することができなくなります。

令和3年 4月版

高濃度PCB廃棄物の処分期間

安定器及び汚染物等

北海道(室蘭)・東京事業エリア

令和5年3月31日まで

変圧器・コンデンサー等

北海道(室蘭)事業エリア

令和4年3月31日まで

安定器及び汚染物等

北九州・大阪・豊田事業エリア

令和3年3月31日まで
(処分期間終了)

変圧器・コンデンサー等

東京事業エリア

令和4年3月31日まで

変圧器・コンデンサー等

豊田事業エリア

令和4年3月31日まで

変圧器・コンデンサー等

北九州事業エリア

平成30年3月31日まで
(処分期間終了)

変圧器・コンデンサー等

大阪事業エリア

令和3年3月31日まで
(処分期間終了)

低濃度PCB廃棄物の処分期間 令和9年3月31日まで